



北丘地区

根本地区

凡 例	
	第1種地区
	第2種地区
	第3種地区
	(参考)市街化区域

多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例第4条第2項各号に掲げる区域は、同条例により市長が定めた区域(図示されている条例地区)には含まない。

